

佐賀県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年3月20日

佐賀県知事 古 川 康

◎佐賀県条例第36号

佐賀県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例

佐賀県後期高齢者医療財政安定化基金条例（平成20年佐賀県条例第19号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
(拠出率) <b>第2条</b> 政令第19条第1項に規定する条例で定める割合は、 <u>1万分の6</u> とする。	(拠出率) <b>第2条</b> 政令第19条第1項に規定する条例で定める割合は、 <u>10万分の44</u> とする。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。